

「自動車用ホイール」商品形態・不正競争行為差止等請求事件：大阪地裁平成 24 (ワ) 3604・平成 24 年 12 月 20 日(26 民部) 判決<請求棄却>▶特許ニュース No. 13419

### 【キーワード】

不競法 2 条 1 項 3 号 (他人の商品形態の模倣), 同法 2 条 1 項 1 号 (周知の商品形態と類似), 同法 2 条 4 項 (商品の形態とは), 同法 2 条 5 項 (模倣とは), 対比観察

### 【事案の概要】

1 前提事実 (当事者間に争いが無い又は弁論の全趣旨により認めることができる。)

#### (1) 当事者

原告 (株式会社マツモト自動車) は, 自動車, 自動車部品及び自動車付属品の販売, 修理, 賃貸, 加工等を目的とする会社である。

被告 (株式会社バドックス) は, 自動車用タイヤ及びホイールの販売等を目的とする会社である。

#### (2) 原告商品

原告は, 平成 22 年 3 月 1 日から, 別紙商品目録記載 1 の自動車用ホイール (商品名「ジェイ ジェイ クロモ」。以下「原告商品」という。 ) を販売している。

#### (3) 被告の行為

被告は, 平成 23 年 6 月ころから, 別紙商品目録記載 2 の自動車用ホイール (商品名「ロクサーニ ベルテックス」。以下「被告商品」という。 ) を販売している (なお, 被告が被告商品を製造しているか否かについては争いがある。 )。

#### 2 原告の請求

原告は, 被告の行為が, 不正競争防止法 (以下「法」という。 ) 2 条 1 項 3 号の他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡などする行為又は同項 1 号の他人の商品表示として需要者の間に広く認識されている原告商品の形態からなる商品表示と同一若しくは類似の商品表示を使用した商品を譲渡などする行為に当たるとして, 法 3 条に基づき, 被告の行為の差止め及び被告商品等の廃棄を, 法 14 条に基づき, 謝罪広告の掲載を求めるとともに, 法 4 条本文及び 5 条 2 項に基づき, 5000 万円の損害賠償及びこれに対する本件訴状送達の日翌日 (平成 24 年 4 月 20 日) から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

#### 3 争点

##### (1) 法 2 条 1 項 3 号に基づく請求に関する争点

ア 被告商品は, 原告商品の形態を模倣したものであるか。 (争点 1 - 1 )

イ 原告商品の形態は，商品の機能を確保するために不可欠な形態に当たるか。  
（争点 1 - 2）

(2) 法 2 条 1 項 1 号に基づく請求に関する争点

ア 原告商品の形態は，同号の商品表示に当たるか。（争点 2 - 1）

イ 原告商品の形態は，商品表示として需要者の間に広く認識されているか。  
（争点 2 - 2）

ウ 被告商品の形態は，原告商品の形態からなる商品表示と同一又は類似の商品表示であるか。（争点 2 - 3）

エ 被告の行為は，原告商品と混同を生じさせる行為であるか。（争点 2 - 4）

(3) 差止め及び廃棄請求の可否（争点 3）

(4) 損害額（争点 4）

(5) 謝罪広告請求の可否（争点 5）

### 【判 断】

1 争点 1（被告商品は，原告商品の形態を模倣したものであるか）について  
法 2 条 4 項によれば，「商品の形態」とは，需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様，色彩，光沢及び質感をいう。また，同条 5 項によれば，「模倣する」とは，他人の商品の形態に依拠して，これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。

以下に詳述するとおり，被告商品と原告商品を対比して観察した場合，知覚によって極めて容易に認識することができる差異があり，実質的に同一の形態であるということは困難である。

(1) 原告商品の形態と被告商品の形態

ア はじめに

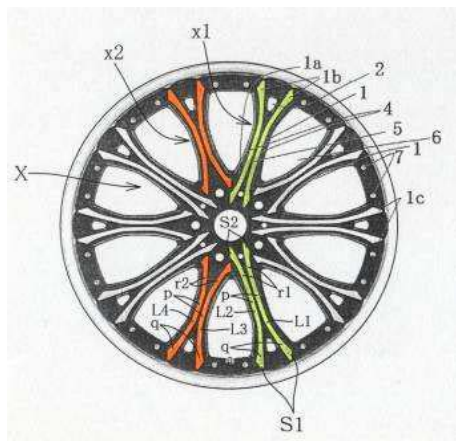
原告の主張は，要するに，原告商品と被告商品の各ディスクにおける表面の形態が実質的に同一であるから，商品全体の形態も実質的に同一である旨をいうものである。

そこで検討すると，当該各形態は，以下のとおりであると認めることができる。

なお，被告は，ディスク面だけでなく，リムや双方の構造の溶接形態も対比すべきであると主張する。しかしながら，いずれの点も一見しただけでは，その違いが需要者や取引者にとって容易に看取できないだけでなく，後述のとおり（後記(3)），ディスクの表面の形態が実質的に同一であるとはいえないことからすれば，それ以上にリムの形態や，リムとディスクの溶接形態を検討する必要はない。

イ 原告商品におけるディスク表面の形態

当該形態は、以下の図のとおりである（なお、後記①から⑩までの各説明のうち括弧内の符号は、以下の図に記載された符号に対応する。）。

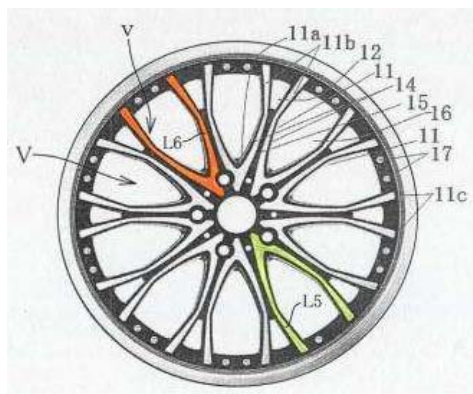


これによれば、原告商品は、原告が主張する形態（前記第3の1【原告の主張】(1)）を有していることが認められる。

また、被告は、原告商品の形態について、前記第3の1【被告の主張】(1)のとおり主張するところ、原告商品は、被告が主張する上記形態を有していることも認められる。

ウ 被告商品におけるディスク表面の形態

当該形態は、以下の図のとおりである（なお、後記①から⑩までの各説明のうち括弧内の符号は、以下の図に記載された符号に対応する。）。



被告商品は、原告が主張する形態（前記第3の1【原告の主張】(2)）を有していることが認められる。

また、被告は、被告商品の形態について、前記第3の1【被告の主張】(2)のとおり主張するところ、被告商品は、被告が主張する上記形態を有していることも認められる。被告が主張する形態は、原告の主張する形態と矛盾するものではなく、原告の主張する形態よりも詳しいものであり、その部分が原告商品の形態との相違点となっている（後記(3)）。

## (2) 原告商品と被告商品の対比（異同）

### ア 共通点

被告商品と原告商品の各ディスク表面における形態は、以下の点で共通することが認められる。

ディスク中心部からリムに向けて放射状に10本のスポークが設けられている。

各スポーク（スポークの本体であり、正面側頂部を切削することによって生じた銀色の装飾面をいうものではない。）が縦長「Y」字状である。

各スポークのリム側が二叉である。

各スポークのディスク中心部寄りの基部がやや末広がり状である。

各スポークの左右肩部に段が設けられている。

縦長「Y」字状の各スポークの直線部中央には細溝が形成されている。

スポーク間に形成される孔が弾丸状に形成されている。

ディスク中心部のセンターボア周りにボルト用の穴（大穴）と排水用の穴（小穴）が同心円上（状）に各5個穿設されている。

飾りボルトが各スポーク間に2個ずつ配設されている。

全体が黒色と銀色のツートンカラーである。

### イ 相違点

被告商品と原告商品の各ディスク表面における形態は、以下の点で相違することが認められる。

なお、前記(2)アのとおり、ディスク面についての相違点を検討する。

ディスクの正面側頂部における装飾面の形状が、原告商品では「X」字であり、各スポークにあるのに対し、被告商品では「V」字状装飾面であり、隣り合うスポークに跨っている。

各スポークのリム側の正面側頂部における装飾面の先端形状は、原告商品では尖っており、被告商品では平坦である。

各スポークのディスク中心部よりの正面側頂部における装飾面の先端形状は、原告商品では片矢印状、被告商品では矢印状である。

各スポークのリム寄りにある穴の大きさ及び形状は、原告商品では小さな涙滴状であるのに対し、被告商品では大きな略二等辺三角形である。

縦長「Y」字状の各スポークの直線部中央にある細溝の幅は、被告商品の方が原告商品よりも約2倍大きいものである。

隣り合うスポークのセンターボア側広がり部の長さ及び広がり角度、ボルト用の大穴が装飾面の「X」字又は「V」字装飾面に掛かっているか否か、「X」字又は「V」字状装飾面の先端がセンターキャップへ向かう傾斜、センターボア側広がり部の間における溝の形状、センターボアキャップの形態が異なる。

飾りボルト2個の配設位置が、各スポーク間において、原告商品ではス

ポーク寄り，被告商品では略均等間隔に配設されている。

## ウ 対比判断

### (ア) 共通点

証拠(乙11の1・2)によれば，株式会社三陽ジャパンは，遅くとも平成21年11月25日以前に，以下の図(同社のホームページに掲載されたもの)の商品(商品名「WARWIC EXSTAR」のブラックSPTポリッシュ色)を販売したことが認められる。



上記商品は，前記アの被告商品と原告商品の各ディスク表面における形態の共通点のうち，少なくとも①，④，⑥，⑧，⑩を備えるものであることが認められる(なお，原告は，上記商品が上記共通点のうち③，⑤についても備えていると主張するものの，③について，二叉に分かれているとまでは確認することができず[このため，涙滴状もしくは略二等辺三角形の孔も確認できない。]，⑤について，段差の存在も確認できない。)

また，証拠(乙12)によれば，遅くとも，平成21年までに，以下の2つの図の商品が販売されていたことも認められる。



これらの商品は，上記共通点のうち②，③を備えるものであることが認められる。

さらに，証拠(乙13の1～10)によれば，原告商品の販売開始前から，上記共通点⑤を備える自動車用ホイールの意匠公報が発行されていたことが

認められる。

共通点（飾りボルト）が2ピース構造の同種商品にありふれた形態であることについては、当事者間に争いが無い。

なお、原告は、原告商品の形態における最大の特徴が上記共通点のうち、の構成である旨主張する。しかしながら、上記のとおり、これらの構成自体は同種商品に見られる構成であるから、これらの構成を備えているというだけで法2条1項3号による保護の対象となる形態であるとはいいがたい。したがって、これらの点において共通するからといって実質的に同一の形態であるということとはできない。

また、後記(イ)のとおり、原告商品と被告商品の各ディスク表面における形態には、一見して識別することのできる明らかな相違点があることからすれば、そもそも上記の共通点があることのみをもって実質的に同一の形態であるとはいえない。

#### (イ) 相違点

前記イの相違点、は、それ自体として、それほど大きな印象を与えているとは認められない。

しかし、前記イの相違点からまで及びは、互いに相まって異なる印象を与えているといえることができる。

これらの相違点は、各ディスク表面の各スポークの正面側頂部を研磨して形成された銀色の装飾面の形状が商品全体に異なる印象を与えているといえることができ、特に商品全体の印象に大きく影響すると認められる中心部の形態において異なる印象を与えるものである。

以下、詳述する。

前記(2)イによると、原告商品について、次の特徴点を指摘することができる。

すなわち、原告商品は、各スポーク上に2本の弯曲した細く長い装飾面を背中合わせにして、「X」字状を形成している。「X」字は2種類ある。すなわち、ディスク面の中心付近に、ボルト用の大穴5個と排水用の小穴5個が、円を描くように交互に配列されているところ、排水用の小穴を跨ぐ

「X」字状装飾面(x1)は、リム側と比べて中心側の足が広がっておらず、足は長く中心部付近まで伸び、長い「X」字を形成している(その結果、むしろ、「Y」字とも見える形状となっている。)。これに対し、ボルト用の大穴を跨ぐ「X」字状装飾面(x2)は、リム側よりも中心側の足が広がり、「X」字の中心側の足が、排水用の小穴を跨ぐ「X」字の足のところで止まり、短い「X」字を形成している。

このように、原告商品は、ディスク表面上に長短2種類の「X」字状装飾面(x1, x2)を看取することができるものである(相違点)。

また、長短の「X」字の先端は、いずれも片矢印状で尖っており、鋭利な

印象を与える（相違点， ）。特に，中心部に向けられた長い「X」字の先端は，5対の松葉の先端が中央に集中しているように，先端が特に強調されている上，短い「X」字の足の上に重なるような印象を与えている。

これらの結果，原告商品から受ける全体的印象は，鋭利で繊細，かつ重層的な（装飾面が重層し，下層部に五芒星の形態を窺うことができる。）ものとなっている。

一方，前記(2)ウによると，被告商品について，次の特徴点を指摘することができる。

すなわち，被告商品は，隣り合うスポーク上に，同スポーク間に形成される弾丸状の穴の周囲に沿って，細長い装飾面（v）が10個の「V」字を形成し，円を描くように均等に配列されている（「V」字の下が中心部側，上がリム部側に位置するように配列されている。また，「V」字の下側が隣接し，上部が離れて二叉となっているため，2つの「V」字の片側ずつが合わさり「Y」字を形成しているように見える〔前記(2)ウ〕。）。「V」字も2種類あるが，左右反転させると同一形状となる。すなわち，ディスク面の中心付近に，ボルト用の大穴5個と排水用の小穴5個が，円を描くように交互に配列されているところ（配列の状況は，原告商品と同じである。），ボルト用の大穴は隣り合う「V」字状装飾面（v）にそれぞれ掛かるように配置され，排水用の小穴は隣り合う「V」字状装飾面（v）の間に収まるように配置され，ボルト用の大穴により「V」字状装飾面のディスク中心部寄り先端付近が円弧状に切り欠かれている（相違点 ）。

その結果，被告商品は，1種類の「V」字又は「Y」字を看取することができるにすぎない（相違点 ）。

また，「V」字状装飾面の先端は，リム側が矩形であり，中心部側も「V」字の下端であり，鋭利ということではなく，切り欠き部の存在も，むしろ，ボルトを取り囲むように，隣り合う「V」字がまとまり，よりその先端が鈍い印象を受ける（相違点， ）。

これらの結果，被告商品から受ける全体的印象は，より均質で単層的なものとなっている。

さらに付言すると，各ディスク表面を全体として対比観察した場合，そもそも原告商品と被告商品とでは装飾面の構成要素の単位が異なっており，これにより全体から受ける印象も明確に異なっているものというべきである。すなわち，上記のとおり，原告商品の装飾面は，各スポークに設けられた長短2種類のX字を組み合わせた形態であることが一見して明らかである。これに対し，被告商品の装飾面では，基準となる構成要素のまとまりが必ずしも一見して明らかなものではない。例えば，ボルト用の大穴（又は排水用の小穴）からリム側に延びるスポークの溝を挟んで2つのV字がひとまとまりとなり，これらを組み合わせた形態のようにも見ることもできる（第3の1

【被告の主張】(3)ア(イ)相違点 は、このことをいうものと解される。 )。

これらの相違点は、原告商品と被告商品とを対比して観察した場合に一見して明らかに看取することができるものであって、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって極めて容易に認識することができる差異である。これらの差異による結果として、商品全体から受ける印象も明確に異なるものとなっている。

(ウ) 小括

前記(ア)及び(イ)で検討したところからすると、原告商品と被告商品の各ディスク表面の形態が実質的に同一のものであるということはできない。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、法2条1項3号に基づく原告の請求には理由がない。

2 争点2-2 (原告商品の形態は、商品表示として需要者の間に広く認識されているか) について

証拠(甲4~甲83の1・2)によれば、平成22年3月以降、自動車用品に関する複数の月刊誌において、原告商品を紹介する1~4頁の記事や、原告商品に関する2又は4頁の自社広告及び他社による原告商品を含む商品広告が掲載されたものと認めすることができる。

しかしながら、月刊誌に数頁の紹介記事や広告が掲載されたからといって、そのことのみをもって、商品表示として需要者の間に広く認識されているなどは到底いうことができない。上記各雑誌の発行部数、販売地域等に関する主張立証も全くない上、上記各雑誌には、原告商品以外にも被告商品を含む多数の同種商品が掲載されている。

他に、原告商品の販売数量、売上高、同種商品の市場における原告商品の市場占有率など、この点に関する原告の主張を裏付ける主張立証は全くない。

したがって、原告商品の形態が、商品表示として需要者の間に広く認識されているとは認めることができないから、その余の点について判断するまでもなく、法2条1項1号に基づく原告の請求にも理由がない。

3 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求にはいづれも理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件は、不競法2条1項3号に該当する他人の商品形態の模倣事件であり、同条項号において被告の販売行為が不正競争行為に相当するか否かの認定は、まず原告が販売している商品形態が公知のものではなく、それ自体に新規性(客観的創作性)が存在することを必須の条件とすることを明白にした事件であるといえる。



平成5年の不競法の抜本的改正時に誕生したこの規定は、当時審査が遅延状態にあった意匠法による出願を補う目的もあったが、近年の意匠審査の促進化によって、その役割は半減したように見える。しかし、不競法は、意匠法や特許法と同様に創作保護法の側面も有していることから、同法2条1項3号は大いに活用されているのが現状である。

しかし、本件にあつては、公知形態として引用された証拠資料中の形態（意匠）を見ても、原告形態や被告形態と同一または類似するといえるほどのものは見当たらないから、原告による権利行使は濫用といえるものではなかったと思う。

しかし、裁判所は、対比した2つのホイールについて、原告ホイールには「X」部分を赤色で強調しているのに対し、被告ホイールは「( )」の図形部分を赤色で強調している点に大きな差異があると認定したが、この被告図形には隣接して「X」部分が存在しているから、赤色の着色箇所は作意的なもののように感ずる。裁判所は、この点についてもっと追及すべきではなかったのだろうか。

ただ判断理由中に図示されている原告商品と被告商品におけるディスク表面の形態に、前記の赤色が塗られている部分の違いを、本紙では見ることはできないのは残念である。

いずれにせよ、裁判所は、被告形態は原告形態とは実質的に同一のものではないと認定したから、不競法2条1項3号は適用されなかった。

2. ところで、本件について判決が説示しているところを読んでも、両商品形態の共通点と相違点とを記述している箇所の説明、特に相違点についての説明は解りにくい。筆者は、これらの説明を読む前に、モノクロ写真による別紙図面1と別紙図面2とを対比観察した時、これは実質的に同一といえるものではないかと直感したほどである。

なお、原告形態の周知性の主張については、それを証明する証拠はないとして、不競法2条1項1号は適用されなかったのである。

〔牛木 理一〕

## 別紙

### 商 品 目 録

#### 1 原告商品

商品名 JJ CHROMO (ジェイ ジェイクロモ)

カラー ディスク部 ブラックポリッシュ

アウターリム部 アルマイト

インナーリム部 アルマイト

ピアスポルト部 クローム

サイズ 21inch(8.5JJ , 9.0JJ , 9.5JJ , 10.5JJ)

20inch(8.0JJ , 8.5JJ , 9.0JJ , 9.5JJ , 10.0JJ , 10.5JJ , 11.0JJ)

19inch(7.5JJ , 8.0JJ , 8.5JJ , 9.0JJ , 9.5JJ , 10.0JJ , 10.5JJ , 11.0JJ)

P.C.D 100 / 114 . 3

ホール 5穴

#### 2 被告商品

商品名 632 LOXARNY VERTEX (ロクサーニ ベルテックス)

(平成24年3月までは「632 LOXARNY EX VERTEX (ロク  
サーニ イーエックス ベルテックス)」)

カラー ブラックポリッシュ / ポリッシュリム

ブラックポリッシュ / ブラックポリッシュリムライン

サイズ 20inch(8.0J , 9.0J)

19inch(7.5J , 8.0J , 9.0J)

18inch(7.0J , 7.5J)

17inca(5.5J , 7.0J)

16inch(5.5J , 6.5J)

15inch(5.0J)

P.C.D 100 / 114 . 3

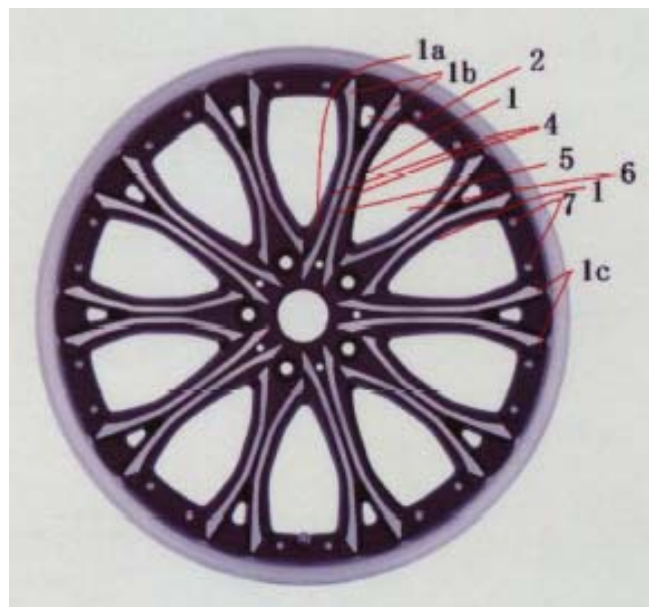
ホール 4穴 / 5穴

別紙図面 1

名称図



符号図



別紙図面 2

名称図



符号図

